

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 開会宣告
- ・ まず、本日の議題の確認だが、1の調査事件にある（2）「指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定事業者および指定障害福祉サービス事業者の指定の取消について」及び（3）「函館市病院事業経営における今後の対策について」については、それぞれ委員会招集後の平成29年2月8日付け及び平成29年2月6日付けで資料が配付されている。
- ・ それでは、お手元に配付のとおり進めたいと思うが、これに御異議ないか。（「異議なし」の声あり）
- ・ 異議がないので、そのように進めさせていただく。
- ・ また、議題とした調査事件3件については、主に内容や今後の進め方について説明を受けるため、それぞれ理事者の出席を求めたいと思うが、よろしいか。（「はい」の声あり）
- ・ 異議がないので、そのように進めさせていただく。

1 調査事件

(1) 第10次函館市函館市交通安全計画（素案）について

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、平成28年11月30日付けで計画の素案が、また、平成29年1月30日付けでパブリックコメント手続の実施結果が資料として配付されている。
- ・ それでは、理事者の入室を求めらる。

（市民部 入室）

○委員長（池亀 睦子）

- ・ それでは、説明をお願いします。

○市民部長（岡崎 圭子）

- ・ 本日は、昨年皆様に配付した、第10次函館市交通安全計画の素案並びに概要版、それから素案に対するパブリックコメント手続の実施結果について御説明させていただきたいと思う。
- ・ この計画は、交通安全対策基本法に基づき、昭和46年に第1次の計画を策定したのを皮切りに、以降、5カ年ごとに9次にわたって継続して策定し、この計画に基づき関係機関等が連携し、総合的・計画的に交通安全対策を推進してきたところである。このほどの市の計画については、昨年8月に、上位計画である第10次北海道交通安全計画が策定されたことを受け、策定検討作業に着手をしたところであり、平成28年度から平成32年度までの5カ年の、本市の陸上交通の安全に関する施策の大綱を定めるものである。
- ・ 計画の策定主体は、本市を初め、警察、道路管理者、公共交通機関等で構成をし、会長を函館市長とする函館市交通安全対策会議である。
- ・ 計画策定の経緯と今後の予定だが、昨年8月に函館市交通安全対策会議を開催し、審議に着手をし、以後、審議を重ね、昨年11月に素案を取りまとめたところである。その後、昨年12月1日から本年

1月6日にかけてパブリックコメントの手続を実施した。今後は、本日頂戴する委員の皆様の御意見並びにパブリックコメントの実施結果を、函館市交通安全対策会議を開催し報告をした上で、最終的にはこの会議での審議を経て、計画を決定していきたいと考えている。

- ・ それでは、計画素案の概要及びパブリックコメントの実施結果について、担当課長から御説明をさせていただきます。

○市民部交通安全課長（東海林 力）

- ・ 資料説明：第10次函館市交通安全計画（素案）概要版 （平成28年11月30日付 市民部調製）
「第10次函館市交通安全計画（素案）」に対するパブリックコメント（意見公募）手続の実施結果について （平成28年1月30日付 市民部調製）
- ・ なお、この計画については、先ほど市民部長からも説明があったとおり、今年度、2月15日に交通安全対策会議を開催して、パブリックコメントの実施結果と本日の委員協議会の概要を報告して、計画の決定を行うこととする。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ お聞きのとおりだ。各委員から何か御発言あるか。

○能登谷 公委員

- ・ これを見ると、私が本会議なんかで指摘した部分が全く上がってない。何を指摘したかという、冬道の自転車走行、特に高齢者の自転車走行が大変危険だということで、町会連合会などを通じて啓発するということを答弁したはずなんだけれども、一切入ってない。自動車の部分は確かに出ているけれども、冬道の自転車走行が。
- ・ 皆さん、見てわからないか。課長なんか当たったことないか。私は何回もある。「危ないな、危ないな」と思う。雪、今は少なくなっているけれども、脇はもうほとんど氷なんだ。その氷のところをゆらゆらしながら走ってる。まして、ほとんどの高齢者の方が後ろに荷物をいっぱい積んで走ってる。確かに冬の足がないと言われればそれまでだけれども、そういう危険に対する啓発が、全く素案の中に載ってないのはどうしてなのか。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 能登谷委員、高齢者の、冬道の自転車走行ということで、対策。

○能登谷 公委員

- ・ そうだ。

○市民部長（岡崎 圭子）

- ・ 今、能登谷委員から御指摘があったが、計画素案の28ページでは「冬季道路交通環境整備」ということで、冬期間についての一定の、関係機関が連携をした中で対策を推進していくということを、「人優先の安心・安全な歩行空間」だとか、そういった意味では書かれていたが、確かに自転車に特定した形での文言表記はなかったと思う。そのとおり、御指摘があったかと思う。
- ・ 自転車の安全啓発ということでは、これまでも交通指導員による交通安全教室等を開催する中で、冬季も含めた啓発活動はやってきているし、それから年4回の、駅前地区だとか本町地区での啓発活動も行うなど、自転車の走行そのものについてはさまざまな指導はしてきているわけだけれども、高

齢者と絡めた中での安全走行ということでは具体的な記載がなかった。

- ・ これは、今後、対策会議等もあるので、その中でも報告をして、審議・検討をさせていただきたい。

○能登谷 公委員

- ・ 素案の19ページにも、高齢者に対する交通安全教育の推進ということまでうたっている。うたっているが、全くそういう部分に触れてない。今までの「検討」というのは、「やらない」ということだ。だから、載せるのか載せないのか、はっきり検討してほしい。

○市民部長（岡崎 圭子）

- ・ この計画自体が、もちろん市が主体となりながら、さまざまな計画だとか、さまざまな関係機関と合同で対策会議を設置して、そこで決めていくという進め方になるものだから、今の御意見はもちろん尊重させていただいて、対策会議にかけて審議をした結果として、全体の総意のもとに載せていく、あるいは方向性を明確にするといったことについて、取り組ませていただきたいと思います。

○能登谷 公委員

- ・ パブリックコメントの中にも、高齢者の事故ということで出ていたけれども、恐らく冬道の対策も含めての意見だと思う。恐らくは、前には出てきてないけれども、調べればかなりの数、車と接触事故になってると思う。実際、私、ぶつかってるのを見たこともある。そして、自転車1台通ることによって大渋滞が起きている。幹線道路を走っていると大渋滞が起きて、何だろうと思うと先頭に自転車がいるんだ。それもよろよろよろよろしてやってる。
- ・ やっぱそういう啓発をいろんなところでやっていくこと、そしてこういうところに載せていくことが、高齢者の事故が少なくなることにもつながるし、冬道の安全にもつながるんじゃないかと思うので、必ず審議の中に入れてほしいと思う。よろしく願います。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ほかに、御発言ないか。

○斉藤 佐知子委員

- ・ 第10次の交通安全計画ということで、講じようとする施策というのがたくさんある。講じようとする施策だから、本当に全部やるのかわからないけれども、概要版6ページの、今回の第10次で新たに掲げた取り組みというところでちょっとお聞きをしたいと思う。
- ・ 梁川の交通公園について、これまではまだ小さなお子さんを対象にしていたが、先ほどのお話では、新たに交通安全教育施設と位置づけてやっていくという話だった。今、ここは指定管理者になっていると思うが、さらに今後、そういう交通安全教育としての位置づけをしっかりと定めて、それを新たに付加していくのか。そのあたりの考えをお聞きしたい。

○市民部交通安全課長（東海林 力）

- ・ 梁川交通公園についてだけでも、過去の経過を簡単に触れさせていただく。平成22年と平成24年に2回ほど、いわゆる事業レビューだとか事業の見直しがあった。その中で、抜本的なあり方の見直しということが指摘されていて、それを踏まえて今回、進めていきたいと考えているところだ。
- ・ 大きな考え方としては——そのときにどういう指摘があったかという、レジャー施設という観点で見られるパターンが多くて、レジャー施設になってしまうと魅力は不足していくわけで、結果的に

そういうところは廃止されていくものであるけれども、やはりそもそも設置された根本の考え方に即して、今の時代に適した交通安全教育に必要な施設として何かないだろうかということで、そういった観点で見直していこうと考えている。

- 例えば、昭和44年に設立した施設なので、当時は子供も非常に多かったが、それから比べると子供の数も減っている。その一方で、高齢者が多くなってきている。子供だけを相手にしている施設だとすれば、当然その利用の範囲は限られてしまうので、将来的には高齢者の対策の機能を何か持たせることができないかということも——これは具体的にできるかどうかはわからないけれども、そういう方向性の考え方は持っているところだ。あとは、公園の施設なものだから、雨が降っているとはなから寄りつかない施設になってしまうので、天気が悪い日でも何か使えるような機能といったことも今後、考えていければと思う。
- 具体的に構想をつくっていくのは次年度以降になるけれども、それにのっかって、ターゲットがちゃんと見える施設として展開していきたいと考えている。

○齊藤 佐知子委員

- ぜひ、そのように検討して、進めていっていただきたいと思う。
- 先ほど能登谷委員もおっしゃっていたけれども、今、本当に高齢者の方の、事故に遭わない起こさない、ここがとても大きな問題と思っている。アクセルとブレーキを間違えたという事故とかが毎日のようにニュースにも出てて、本当に大きな問題だなと思うが、その中で今回、新たな取り組みで、「高齢者等が運転免許証の返納をしやすい環境づくりに努める」、これは私も大変重要だと思っている。ただ、高齢者の市民の方に聞くと、免許証を返してもいいと思うけれども、交通機関がなかなか自分の身近なところがない、そうすると、ついついやっぱり車が便利で、なかなか免許の返納がしにくいというお話も聞く。
- この「返納しやすい環境づくりに努める」、これは非常に大事だと思う。これに関してはなかなか市民部だけではなくて、まさに函館市の企画というか——公共交通のあり方とか、そっちともしっかり連携をして、地元の方のバスの運行とか、いろんなことをやっぱり考えていかないと、本当に実のある環境づくりになっていかないと思うが、そのあたりの連携とか働きかけとか、それはどう考えているか、お聞きをしたいと思う。

○市民部交通安全課長（東海林 力）

- ただいま御指摘のあった、「運転免許証の返納をしやすい環境づくりに努める」という項目けれども、素案本編の25ページに、「運転免許証の返納をしやすい環境づくりに努め、あわせて、既存の公共交通網や公共交通を補完する福祉輸送サービス等の充実などにより高齢者の交通の利便性の向上に努めます」ということで表記をさせていただいている。こちらについては当然、交通機関の所管だと企画部が関係あったり、当然、交通部も関係あるし、もっと大きな問題でいくと交通関係の施策というのは許認可が非常に多く、料金を簡単に安くしたりというのが難しい。
- 実は高齢運転者の対策は今、国のほうでも取り組まれていて、公共交通の関係も含めたいろんな検討がなされているので、そういったものの流れをくみながら、可能なものは——これは事業主体が必ずしも市ではなくNPOがやっているケースもあるので、福祉輸送サービスといったような方法——

いろんな、さまざまな方法論を検討しながら、そういったものが実態として一つでもふえていくような形にしていければと考えている。そういったことで、いわゆる公共交通機関との補完ということを検討している。

○齊藤 佐知子委員

- ・ ぜひしっかりそのあたりを連携して、本当に実のある、返納しやすい環境づくりに努めていただきたいと思う。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ほかに。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 全部読ませていただいたけれども、ほかの事業計画だとかいろんな計画と比べて何か物足りないと思った。それは何かというと、いろんなデータの分析がちょっと薄いと、まず指摘させていただきたいと思う。
- ・ その一つに、まず6ページだけれども、ほかの委員さんからも出ていた高齢者の問題だ。過去5年間の交通事故死者数20人のうち12人が60歳以上ということだけれども、この12人の60歳以上の方がどのような交通事故に遭っているのかというあたりが、もうちょっと具体的な内容で書かれると、その対応策についても注意喚起が——この交通安全計画の中で非常に重要な役割だとさっきから強調されているけれども、そういった具体的な内容がもうちょっと必要ではないかと思うが、どこかに書かれているのか。

○市民部交通安全課長（東海林 力）

- ・ 御指摘の点について、確かに事故死の原因についての詳細な説明はしていない。高齢者の交通事故については、歩行中もしくは自転車利用中の事故ということでの発生があって、我々も、今回のこの計画には載せていないけれども、その都度そういった形での事故の発生があるということでは捉えているところだ。いわゆる認知機能云々とかっていう部分での事故というのは、今のところ見られてはいないけれども——運転者が引き起こした事故というのはないけれども、私どもも実際、高齢者の教育というのを今まで強化して進めているのは、歩行中、自転車利用中の事故が多かったので、歩行者を対象とした啓発活動を高齢者については行っているところだ。そういったような状況だ。

○市戸 ゆたか委員

- ・ それは、具体的にこの計画に記載されるのか。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ どういう事故が起こってるのかということをごどこかに明記していけば、おのずと対策が明確になるのではないかという、市戸委員からの御指摘だ。

○市民部長（岡崎 圭子）

- ・ 例えば素案の5ページ、平成27年度の交通事故の発生状況の、一定の分析ということはしている。亡くなられた5人のうち3人は65歳以上の高齢者という、そこまでの記述なものだから、さらにその先の分析について表記がされているかということ、そういうわけでもない。確かに今、高齢者の交通安全対策が非常に重要視されてるところだから、この辺についても、より詳細な分析をここに載せてい

くかどうかということ、一定のPRをするということは大事なことだと思うので、それも含めて、交通安全の対策会議のほうに持ち越して、審議をして決定していきたいと思う。

○市戸 ゆたか委員

- ・ そうだよ。これはあくまでも函館市の交通安全計画だから、函館市でどういう死亡事故が起きているのかということ具体的に調査して分析していかないと、その安全対策がただの絵に描いた餅になってしまう。そこは重要なポイントだと思うので、ぜひ対策会議の中でも検討していただければと思う。よろしく願います。
- ・ それと、私も自転車の安全利用については、皆さんがおっしゃったように危険だと思っている。それで、自転車は道路の左端を走行すると道路交通法で定まったんだよね。（「はい」の声あり）けれども、函館市の今の現状を見たときに、道路の端っこを通れるかといったら、いろんなでこぼこがあって、冬道はもちろん、先ほどおっしゃったように雪の塊があるし、非常に危険だ。じゃあなぜ道路を自転車が走るかという、道路に雪がないから、乾燥しているところを走りたいという——それは非常に危険なことなので、本当にやめていただきたいけれども、自転車を持っている高齢者にしてみたら、そこが一番安全なところだと思ってきっと走ってるんじゃないかと思うが、その対策はどこかに出ているか。自転車走行の、左側走行をするってということで、函館の場合は土木部も含めた、道路の整備を進めるとか、そういうところはどうなのか。
- ・ 素案の21ページに「自転車の安全利用の推進」という項目があるけれども、ここに「自転車が道路を通行する場合は、軽車両として左側路肩の走行や自動車」云々かんぬんって書いている。これはあくまで交通マナーを守りなさいと、守らせるように理解してもらいたいと書いているけれども、そこで、先ほど来から言っている道路の問題だとか道路幅の問題だとか、そういうのもきちんと私は調査——土木部と一緒に調査をするとか、高齢者や自転車走行をしている人たちの安全を考えた場合は、そこを抜きにしてはできないと思うが、どうか。

○市民部長（岡崎 圭子）

- ・ 御指摘のとおり、21ページに左側路肩の走行はマナーとして書いている。市戸委員がおっしゃるのは、さらに道路整備だとかそういったところに踏み込んだ形で、関係部局と協議していくべきだというお話だと思う。この計画は、基本的には総合的な計画ということで、施策の大綱をまとめた形になっているので、こういったものを一つのベースとしながら、関係機関が連携をして、施策を今後進めていくという形になるので、今おっしゃられたことについても、土木部初め道路管理者とも十分協議をしながら働きかけもしていきたいと思う。

○市戸 ゆたか委員

- ・ わかった。よろしく願います。
- ・ 9ページだけでも、私たちがよく市民の方から相談を受けるのが、通学路の歩道の整備をしてほしいということが多くある。子供たちが道路の端っこを歩いているところを大きなダンプがスピードを出して走って行って、非常に危険だということで、その都度、市民部のほうに連絡はするけれども、そういうことも含めて対応策を考えていくとかしていかないと、特に函館は生活道路になると狭いから、非常に大事な視点だと思うが、通学路と交通量との関係というのは、どのように計画上ではなっ

ていくのか。

○市民部交通安全課長（東海林 力）

- ・ 通学路に関しては、教育委員会のほうで通学路安全対策会議というものをやっている。当然、そこには私どもも入っているし、道路管理者も入っていて、そういった中で実際に生じている要望だとかを聞きながら都度対応をしているので、計画的に、いわゆる通学路のあり方という形で、モデルパターンを設定しながら整備していくというのは、特に今、思っていない状況だ。都度の要望に応じた対応をしている状況だ。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 非常に難しい問題だと私も思っている。ただ、せっかく交通安全課として課があるんだから、そういう要望を受けたときには、しっかりと対応してほしいと思う。
- ・ 先ほど来から出ている高齢者の運転免許の返納についてだが、具体的な内容というのはこの計画にはまだ載せられないかもしれないけれども、今、考えている具体的な内容はあるのか。

○市民部交通安全課長（東海林 力）

- ・ 高齢運転者対策についてだけれども、当面は第1弾として、交通安全教室や啓発活動を通じて、高齢運転者に対して、道路交通法が改正になり3月12日から新しい制度が始まるので、こちらの改正内容の周知を図って、そのほかに、高齢に伴って誰もが抱える交通事故の発生のリスクだとか、加齢によって身体機能や判断力が衰えていく、そういった部分について、皆さんに自覚を持っていただくということ、あとはちょっとした操作ミスで大きな事故につながるということについて、注意喚起を働きかけていきたいと思う。このほかに、最終的には、さらにいろんな認知症対策だとかも含めていく——いわゆる高齢運転者による自動車の誤操作による事故について最近、ニュースにもよくなっているけれども、こういった兆候が見られた場合、運転を控えるといったことが重要と考えていて、これまで車の運転をしながら行っていた日常生活を、家族や近隣の方々の協力を得ながら、新しい生活を組み立て直していくことが大事かと考えている。
- ・ こういった部分について、私どもとしてはまず、専門機関が取りまとめた家族向けの対策マニュアルがインターネットで公表されているので、こういったものの周知を図りながら、具体的な解決に向けた対策について、まず理解を深めていただく。そういった危険な状態になったときにどうやって接していったらいいか、家族としてどういう形でアドバイスしていったらいいかということが、マニュアルとして記載されているものがあるので、そういったものを広く知っていただくを考えている。それから、あわせて、自動車に頼らないで、日常の買い物だとか通院だとかが可能になるような情報を少し——代替え策というのか、例えば電話1本で物が買えるといった、既に行われてるサービスもあるので、そういった情報を取りまとめていく必要があると思っている。いわゆる不安解消につながるような情報を取りまとめて、情報を提供していきたいと考えている。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 私も、基本的には公共交通のあり方が非常に重要になってくると思う。なぜかという、バスの乗り方がわからない、このバスに乗ったらどこに行くかわからない。だから、何十年も車を運転してきた人が、いきなり車の免許を返上してバスに乗れるかといったら、乗れない。普段から、先ほど来、

言っている交通安全教育——教育っていう言葉がいいのかどうなのかわからないけれども、車の免許を返上することによって、次は公共交通に自分たちの足はかわっていくというあたりでは、公共交通の充実が最重点課題だと思っているが、さらに乗り方を含め、バス路線についてきちんとお知らせしていく——今、バス停に表示がないから、バスに乗ったことのない人は、この番号のバスがどこに行くのかわからない。そういった意味では、バスの時刻表をどこでもらえるのかもわからない。そういう情報提供もきちんとしていかなければいけないんじゃないかと思うので、そこら辺はよろしく願いしたい。

- ・ それと39ページ、「踏切道における交通の安全」で、「統廃合を進めます」ということだが、危険な踏切は多々あって、私もいろいろ情報を聞いている。この「統廃合を進めます」というあたりで、地域の人たちから情報を聞きながらやらないと危険だと思っているので、ここら辺は丁寧にやっていかなければいけないと思う。踏切がなくなったら歩道橋をつくるのかとか、そこら辺はどう考えているのか。統廃合を進めると、計画にポンと乗っているけれども、非常に私は重要な問題だなと。歩行する場所を奪ってしまうことにもなりかねないと思っているけれども、どうか。

○市民部交通安全課長（東海林 力）

- ・ 踏切道の統廃合の関係だ。こちらについては、計画39ページの「統廃合を進めます」の前段に、「地域住民の通行に支障を及ぼさない認められるものについて」という条件付きになっている。統廃合が行われる際にはJRと道路管理者がかかわってくるので、道路管理者さんとの関係になってくると思うけれども、当然、道路のそういう整理となると、地域住民に対しての何らかの周知が行われるので、そういう中でも特にこういった部分については、道路管理者さんのほうにも対応していただくようにお伝えしたいと思う。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 非常に大きな問題だと思うので、ここは重視して、丁寧に行っていただきたいと思う。
- ・ それと、パブリックコメントでちょっと気になることがあるのでお聞きしたいけれども、ナンバー1の日吉の中央通、私も何件か声をいただいている。というのは、新外環状道路に向かつてのアクセス道路として非常に幅広で立派な道路ができた。御存じか、いまだに30キロの標識でその道路になっているのと、それから信号機はセブンイレブンの前についた。本当に全道で何カ所かしかつかない信号機があそこについた。それはいいけれども、やはりあそこも通学路なんだ。30キロという標識はあるけれども、60キロくらいの速度で皆さん走っている。非常に道路幅が広がって、立派な道路になったから。だからここは、市の考え方の中に——もちろん信号機は公安委員会、ようするに警察の予算でつく信号機なんだけれども、そういう声があったときにしっかりとその道路を調査をして、どういう状況になっているのかということを見て、どういう対策が必要なのかということを公安委員会と話し合いはしたのか。

○市民部交通安全課長（東海林 力）

- ・ 日吉中央通に関しては、実はいろんな形で御要望も多く来ている。ここについては先月、信号ができて、道路の流れが変わってきた部分はあるけれども、道路の調査というか、私ども、所轄の警察署とお話をさせていただいているが、道路全体の整備がまだ途上ということもあって、最終的な安定し

た形が見えないと、全体の整備というか——実は、今のタコ公園の前の横断歩道もそうだし、ほかにも途中の箇所で何カ所か要望が上がっている。そういった中で、まずは今、あそこは本当はかなり交通量がふえてきたので、急ぐべきだということでしたけれども、全体の道路整備がある程度になっていかないとなかなか最終的な形が見えてこないの、引き続き私も協議をしながら、可能性についても相談しながら進めていきたいと考えている。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 本当にタコ公園の横断歩道は渡れない。タコ公園で子供たちがたくさん遊んでいるけれども、向かい側に渡ってうちに帰ることがなかなか難しい。ここはやっぱり今、重点的に、道路を拡張しているところもあるけれども、「道路ができる前に交通事故が起きたらどうするの」というのが地域の人たちの不安なものだから、そこら辺は少し警察の方とも相談しながら——標識、あれ30キロで本当にいいのかって私も思うし、小学校があるのに信号がない。セブンイレブンのところに1基あって、小学校の前に1基あって、その間、ずっと信号がない。そして、横断歩道はあるけれども渡れないような状況なので、これ重点的に、少し早くに対応策を考えていただければと思っているので、このパブリックコメントについての意見に対して、私のほうからも伝えておきたい。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ほかに、御発言あるか。

○福島 恭二委員

- ・ 二、三お尋ねする。今のパブリックコメントの問題もそうだけれども、この交通安全計画そのものがずっと——私が携わった限りでは5次、6次からかなという感じもするけれども——一貫して同じだ。交通安全対策基本法があって、それに基づいて道の計画があって、各市町村の計画が出てくる。中でも、この結果、この計画をつくった段階でも、見れば、今、それぞれ皆さんから質問があったように、函館市の特徴的な、部分的な問題——箇所的な問題も含めて、この計画に載っているかといったら、そうではない。ただ上の流れを踏襲して、そういう社会的な動きを記述しただけで、具体的に各市内の問題について記述されてない。だから、ただ単に、お題目的につくらなければならないからつくるみたいな感じでならない。担当者はそのためには一生懸命作業をして、成案にするけれども、その苦勞には敬意を表すけれども、結局、今、皆さんが言われたように、これからしようとする事についても何も載っていない、その地域地域の。
- ・ だから例えば、この文教通の信号の問題、そして、日吉中央線の問題についても——これは私も地元だから、早くからやっぱり、広がれば当然、渡る時間も長いし交通量も多くなると、だから、完成する前からそういう問題にきちんと取り組んでほしいという要望はある。担当は、實際上、こういう問題になると交通安全課となるけれども、具体的に取り組むのは土木部だ。土木部には私はいち早く申し入れているけれども、そのことを交通安全課のある市民部が吸い上げて把握しているかといったら、何も把握していない。そういうことと同じで、結局は庁内でこういう計画はつくるけれども、周知徹底されてない。いろいろ部の担当者が参加して計画をつくるようだけれども、個々具体的なやつは何も網羅されてない。市内の実態が反映されてない計画というものは単なる絵に描いた餅だ、私に

言わせると。もう少しつくったらつくったなりに、担当部であれば担当部であるなりに全庁的にこれは明確に。

- ・ 高齢者の免許の返納についても今、社会的問題になっているようだけれども、この問題については皆さんが言われたような問題が惹起されている。それは当然入れて、函館の実態はこうだと言って各部に、あるいは全庁的に取り組むスタイルにしなければ、ただつくらなければつくただけのものにしかならないと思う、何年も、何回も見ているけれども。
- ・ もう一つは、今、言った信号機の問題一つとっても、このパブリックコメントに回答した内容を見ると、非常に他人事にしか聞こえない、私に言わせると。警察庁の見解というところは全国的な見解だから、函館市だけの問題ではないと思う。だから、こういう書き方をしてるんだろうけれども、やっぱり函館市は函館市で、この交通安全計画に基づいて、もう少し主体性を持って市民の要望なり、市内の特徴をきちんと押さえながら要望するというでなければならぬと思うけれども、これじゃ警察任せだ。優先順位、必要度。必要あるから要求したりする。優先度の問題ははあるかもわからない、あえて言えば。なければ、そこは地元の皆さんの意見を踏まえて、地元の問題として強力に要請して設置させるというくらいの気構えがないとだめだと思う。その気概が全然感じ取れない、これでは、この内容であれば。だから、もう少しそういう、我々の意見も聞いて、市民の意見も聞いて実施に移すとすれば、そういう姿勢で臨まなければいけないと思う。そして、言い過ぎかもわからないけれども、例えば大きい事故があったとしても、市民部の人々が現場に行って、どういう事故だったかということ視察に行ったことはあるか。ないはずだ、私に言わせると。聞いて把握しているだけだと思う。本来であれば、交通安全対策をする部という立場からすれば、実際に行って、そういうものをきちんと見て検証して、どう対策するかということを考えて実行すべきことだと思う。そういうことすらないだろう、今まで。だから、そういうことからすれば私は、これは単なる理念だけを羅列した計画だと言いたいし、実際だ、現在のところは。
- ・ これについて、実施計画はいつつくるのか。その計画の内容と取り組みの姿勢を答えてほしい。

○市民部長（岡崎 圭子）

- ・ まず、この計画の位置づけからお話ししなければならぬと思うけれども、やはり交通安全対策基本法があって、それで市町村は、計画の策定については努力義務規定があってつくっているという流れは確かに間違いではないので、私どもも法定の趣旨の中でつくっている。
- ・ それから、この計画自体が総合的な計画である。先ほども言ったけれども、施策の大綱という位置づけがあるものだから、非常に具体的な、どこの箇所をどこをどうするというようなことの計画ではない。だからといって、個々のことをないがしろにするわけではないので、こういった大きい方針のもとに、個別具体のものに関わっていかねばいけないと考えている。
- ・ それから、単なる理念に過ぎないというところについては、その中でも新たな施策ということで、梁川交通公園のこととか危険ドラッグ、あるいはスマートフォンなどの情報端末の注意喚起とか高齢者運転対策とか、そういったことに具体的に踏み込んでいかねばならないということを掲げている。
- ・ それから、交通安全対策の会議についてだけれども、あえて市だけでつくらないというところが一

番ポイントで、国の行政機関だとか北海道の機関、道警関係者、それから函館市の部局についても、企画部ももちろん入っているし、土木部、経済部等々、関係部局を巻き込んだ中で協議をしてきている。今のこういう話も安全対策会議にかけるということは、そういった皆さんに知らしめて、そして審議をしていくことになるので、関係者が情報を共有しながら計画をつくっていく体制になっている。

- ・ 信号機設置の指針ということも出てきたけれども、これは確かに警察のほうでつくっていて、一定の目安として考えている。
- ・ 私どもも決して他人事ということではない。死亡事故があった場合は現場も見ながら道路診断をしたり標識を立てたりということで、警察と連携をしながら交通安全対策を進めているところだ。そういった状況がなかなか見えづらいところがあるとすれば、私どもももっと積極的にというか、よく伝わるような動きを今後、もっともっと警察と連携して、していかなければならないと思っている。

○福島 恭二委員

- ・ 言えばそうだというふうになるけれども、これまでの実態というのはそうではなかったのではないかな。
- ・ 例えば、交通事故が漸減していると。一時はふえた、その後、減った、またふえたけど最近はまだ減少してきていると。こういうことは、なぜそうなったのか、函館市の場合は。この計画があったからこうなったと言い切れるか。本来であればそのくらい言わなければならないと思う。こういう計画があったし、これに基づいて我々は積極的に取り組んできた。だからこうなってるんだと、本当は言ってほしい。言えないだろう、言えないはずだ。本来であれば、これは道の計画ではないんだから、函館市の計画なんだから。函館市の実態はこれまでこうだったけれども、こういう対策をして、こう対応してきたんだと。対策をした結果として、それも全庁的に連携をとりながらやった結果、こうなったというものが欲しい。そういうことが出ないこと自体が、ただ単に、私の部ではこういうものをつくらざるを得ない、そういう所管だからつくっているんだというようにしか聞こえない、私に言わせると、これまで。だけれどもこれからは、事故件数は漸減はしているけれども、高齢者の問題とか、そういうことをいろいろ考えると、やっぱり今までのような姿勢ではまずいと思う、私は。もう少し謙虚になって、そのことを反省してやってもらわなければ困ると思う。パブリックコメントだからと言えばそれまでだけれども、私に言わせれば人ごとだ、本当に。こういう答えはいかがかと私は思う。
- ・ 警察は警察の——さっき言ったように全国的な問題だから、こういう記述は必要だ。だけれども、函館市はそうなんだけれども、まこと必然、こういう切実な問題があるんだということを捉えれば、あるいは今、皆さんから言われていることも実態として訴えているんだから、函館市の実態として改めて受けとめたなら受けとめたと言って、それに基づいて取り組むということを実は欲しいんだ、私は。きちんとした態度で。それが、警察はこういう基準があるからお願いするしかないと言う。我々がここで言っていることはどうなるんだ。お願いした結果だめでしたで終わるのか。我々自身が、その答えでは終わらない。もう少しその辺も踏まえてやってほしい。従来の流れをただ踏襲すればいいという問題ではないということだけは、きちんと受けとめてほしい。
- ・ そして、改めてやっぱり、そういう一つ一つの事情——踏切の問題も含めて、やっぱり切実な問題

だ、今、皆さんが訴えてるのは。私もそう思うんだ。だから早く、完成する前にお願いしようということをお願いもしている。しかし、全庁的な、肝心な交通安全対策の課に——私が、この間ちょっと、部長に言いに行っただけの話だけれども、それだって土木部の方と何も連携がとられていない。やっぱり、自分の所管の問題があるのかないか把握するくらいのことがあっていいし、把握できないなら報告させて、ちゃんと受けとめて全体に回すということくらいはやってほしいと思う。

- ・ 蛇足だけれども、これまでの市民部としての市民相談の問題も然りだ。市民相談は市民部だっていうから、市民部に持ち込む。しかしそれは、各部に関わる問題がたくさんある。そのことをきちんと各部に指示して、完遂したのか実施したのか把握して報告すべきなのが何もない。言われなければやらない。そういう部ではだめだと思う、私は。だからこの問題についても、やっぱりそういう、自分の問題として、全庁的な問題になるわけだから、責任、部としてきちんと取り組んでほしい。
- ・ 実施計画はいつ出すのか。

○市民部交通安全課長（東海林 力）

- ・ 今回の計画について、実施計画は、実は第9次から作成しないことになっている。ただそのかわり毎年度、年度末の段階で、今年度何をやったかについて取りまとめをして、これまで関係者にしか配付をしていなかったけれども、こちらも皆さんに公開していく形で——インターネット等を通じて、例えば平成28年度に取り組んだものについては、それを取りまとめて公表していく形で進めていこうと考えている。

○福島 恭二委員

- ・ これ、基本法にあるんじゃないのか、実施計画をつくらなければならないって。資料の最後についている。実施計画がない計画なんておかしいだろう。この基本理念に基づいて、こういうことをやりたい、ああいうことをやりたいと。確かにさっき指摘あったように、何か人ごとみたいに、講じようとするなんて。これはこれとして、これに基づいた具体的な実施計画があって然るべきだ。あるはずなんだ、これ。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ これ、第9次からつくらなくなったというのは……。

○福島 恭二委員

- ・ つくらなくなったんなら、何でこんな資料をあなた方、つけるのか。

○市民部交通安全課長（東海林 力）

- ・ 交通安全計画については、第9次の時点から「作成するよう努めるものとする」という努力義務になっている。だから、計画としては、市町村の計画というのは、場合によってはつくらなくてもいいところもある。それはあるけれども、市では基本的に、これは5年に1回、やっぱり改めて交通安全についての対策というのを総じて確認する必要もあるということで、これは計画をつくっていいこうということで、交通安全対策会議の上でも確認をして、計画の作成を続けている。
- ・ 交通安全の実施計画については、私どものほうでは、実は事業の内容が——多分、国だとか北海道の機関だとか、いわゆる箇所付けの具体的なところの項目というのをいろいろ出してまとめていくということになってくると時期が非常に遅くなってしまって、仮に項目を出したとしてもすぐ、要は年

度後半になってしまうという状況もあって、それで恐らく第9次の段階で廃止にしたと思われる。

- ・ 実績については当然、まとめていかなければならない。実際、何々をやったかというのは取りまとめをしていく必要があるので、それは明確に、実績については報告していく。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 計画があって、そして、これに基づいて実施したことを年度末に、これに基づいてこういうことをやって、評価したことをまとめているということだね、今の答弁だと、毎年。

○市民部交通安全課長（東海林 力）

- ・ 事業実績書というのをこれまでつくっており、これまで会議の関係者のみにしか配付していなかったけれども、第10次計画からは、その事業実績書というのを公表をしていく形で考えている。

○福島 恭二委員

- ・ だけれども、何でこれに載っているのか。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 何ページか。

○福島 恭二委員

- ・ 44ページに「交通安全対策基本法」の抜粋をして、実施計画のことが書いている。第9次で廃止したなら何でこんなことを書いているのか。函館市だけ要らないことになったのか。（「絶対作成しなければだめだということではない」の声あり）だめだということではないんだろけれども、じゃあ、これをつくるに当たってどういう検証をしたのか。これ第10次だから、第9次の計画がどういう成果があって、どういう反省点があって、どういう総括をして、この計画を作ったのか。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 第9次をどのように評価し、そして第10次に結びつけたのか。そのことを今、福島委員が聞いている。

○市民部交通安全課長（東海林 力）

- ・ この計画を、交通安全対策会議で議論をスタートするに当たって、まず交通死亡事故の状況が非常に低い状態で推移していることを踏まえ、第9次の内容を踏まえてやっていくことを基本とした。基本的に第9次と内容の骨格はほぼ同じだ。その上で、やはり新たな視点という部分を——北海道の計画で新たに上がってきたものを分析し、それで私どもの地域で必要なものについて取り上げて、計画として盛り込んだ。

○福島 恭二委員

- ・ ちょっと理解できない。廃止したということであれば、44ページの第26条第4項に「講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成するよう努めるものとする」となっている、まだ。だけれども、函館市はつくらないということなんだな。じゃあ、先ほど答弁したみたいなお金を——これから個別でも実施するための予算を持つのか。そんなことにはならないと思う。実施するについては、例えば免許を返納したと、電車・バスに乗る券を発行してもらおうとか、さまざまなサービス施策が展開するとすれば金がかかるだろう。だから、「やりますよ」と言われたって困る、ただ単にお題的に言ったって。「具体的にそういうものを要求し実現します」というくらいの

ものでなければ。ただ単にここで答弁して終わりということになっちゃう。いずれにしても、この抜粋された基本法からいっても——道全体で決めたものなのかもしれないけれども、函館市としてはやっぱり、個別具体的に、地域事情にあった実施計画くらいつくるべきだ、つくらなくてもいいということではないんだから。私はつくるべきだと思うがどうか。

○市民部長（岡崎 圭子）

- ・ 確かに法律上は、実施計画は努力義務だが、市としては実績をまとめて、それを押さえながら、あとは交通事故の現状を押さえる。そしてまた、国や道の動向があるので、法律改正とか、そういったことを分析をしながら、この第10次の計画への反映に努めてきた。
- ・ 実施計画を地区ごとにつくるかどうかは、なかなか難しい側面もあると思うが、今、そういう御意見もあるので、対策会議も含めて、私どもの検討課題とさせていただきたいと思う。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 検討すると。

○福島 恭二委員

- ・ そういう検討をするということだから見守りたいと思うけれども、いずれにしても、この文章を見てわかるとおり努力目標だ、努めるんだ。作成するよう努めるものとするんだ、努めなければならぬんだ、これは。廃止したと言っているけれども、廃止したってことは一行も書いていない。
- ・ とまあ、やっぱり計画をつくったら、基本計画だけでなく具体的な実施計画ってものがあるものだろう、何物にも。それを了とすること自体が問題があると思うんだ、私は。おかしい、それは。検討すると言うんだから、検討してほしい。このままでは納得しない、これは。
- ・ 函館市の交通事故の状態だって、もっと詳細に把握して、そして数字を上げるなりして、「それはこういう計画があったから」、「私が取り組んだ成果です」と胸を張って言えるような報告をしてよ。それすらないんだから。ただ「つくりました」って言うだけだろう。もう少しその辺も——あわせて取り組む姿勢をきちんと示してほしい。

○市民部長（岡崎 圭子）

- ・ 計画をつくって即、事故が減るとか、死者数が減るとか、直接的な関係というのはなかなか見えづらいものだと思うけれども、いろんな関係機関が集まってこういう計画をつくって、そして、実施の段階でも協議をしながら実施をしていくということによって、やはり交通事故の減少傾向、死者数の減少傾向は確かに明らかに出来るわけだから、間接的な意味では一定の効果があつたんじゃないかと言うことはできると思う。
- ・ それから、改めての個別の計画という話だ。それがどのような実施計画ってイメージを用いるかということもある。一方で、単年度ごとの予算という中で、その先を見越しながら、どれだけ具体的なことまで踏み込めるかといった問題もあるので、そういったこと等々も調査・研究しながら検討させていただきたいと思う。

○福島 恭二委員

- ・ 今の答弁を受けとめて見守りたいと思うけれども、やっぱりもっと、計画をつくったのであれば、何物にも、今、言ったように、それに伴う実施計画——函館市は函館市の特徴、実態を踏まえた実施

計画があって当然のことだと私は思う。それを、「今、言われたからそうです」みたいなことで言うけれども、もっと真剣に考えてほしい。これまで何て言われているか。「行政の取り組みは、何物も涙の後にやってくる」とよく言われている。事故があってからでは遅い。だから何でも早めに早めにと我々は、地域住民の意見はその都度その都度、伝えてきているはずだ。話をしても催促しなければ答えが返ってこない、そういう行政ではまずいと思うんだ、私は。もう少し、やっぱり人ごとでなくて、道の計画を丸飲みしながら、これまでの実績を踏まえてつくるだけでなく、もっと実態に即した、そして、現在の社会状況に合わせたものにするように努めるように——答弁を見守るということにして、これで終わる。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ほかに、御発言ないか。

○工藤 篤委員

- ・ 私から何点か、質問をさせてもらう。お話を聞いていると、計画の中の事業主体が市でないということもあるので、悩ましいところもあるかと思うけれども、しかし今、基礎自治体として市民に一番接するところが市なので、その交通整理をきちんとしなければならないと思う。
- ・ そういう立場から、パブリックコメントの関係で、例えば日吉中央通のことが出ていた。弱者に対しての信号の措置というのは非常に大切なことだと思うが、これの事業主体が公安委員会ということであるから、市は直接……ということになるが、しかし地域からの声があったときに、それらをまとめて、分析をして、その要望を伝えていくというシステムづくりが必要ではないかと思う。ということは、「いや、わかりました」、「地域の事情はわかりました」、「その町内会からの要望として、それは私どもでなくて、公安委員会のほうに——中央署に持って行ってください」と。「文面等についてはお手伝いします」という経過があったとするならば、やっぱりもう一步進めて、それに添えて、市としての総体の考え方の中で要望書を出すとか、その方が行政と行政との間で、より受けとめ方が違ってくると思う。
- ・ これ以上は言わない、個別の案件になるから。だけれども、もうちょっと血の通った行政をしてほしいということを求めたいと思う。「要望を町内会でまとめて、それを中央署に持って公安委員会に届けてください」、「いずれそのうち、それに対応してくれるかも知れません」。やっぱりそれでは、基礎自治体として住民に接する中での仕事としては、余りにも心が通ってないと思うので、その辺は指摘をしておきたいと思うが、いかがか。

○市民部交通安全課長（東海林 力）

- ・ ただいま、日吉中央通に関し、総体の話になるけれども、住民から御要望があった場合は必ず私どももほうも現場を確認して、それから警察に要望を伝えていく。なかなか要望として難しく、いろいろな角度で地域の住民からの御要望をいただくような形も含めて、そういった運動も含めて要望していかなければならない場合は、そういったことはお話しをして、御協力をいただく場面もあると思うが、基本的にそういった御要望があった場合は、その都度、警察と協議しながら、実現に向けての働きかけをしているので、何か不足の点があれば、御指摘等をいただければと思う。

○工藤 篤委員

- ・ そうであったとするならば、それはそのお願いした住民なり、そういう団体なりにフィードバックして、こういう状況になってるってことを説明することが必要だと思う。私どもにそういうお願いがくるのは、それが足りないからそういう事態になると思うが、いかがか。

○市民部交通安全課長（東海林 力）

- ・ 住民からの御要望ということで、特定される方が確認できる場合は、もちろんそういったお話があれば御説明に伺うのはやぶさかではないので、必要な場面があれば、私どもも対応させていただく。

○工藤 篤委員

- ・ 「やぶさかではない」と言うんじゃなくて、そういうお願いごとがあったら、例えばこの案件については公安委員会に要望しているということであれば、その事実をもって説明して、「今すぐになりません」とか、いろんな対応が必要だと思う。これ以上議論してもしょうがないので、そのことを申し上げておく。
- ・ それと、高齢者の免許の返納だが、環境づくりに努めると言うが、本州のあるところでは、特に過疎地なんかは車がなければどうしても買い物、通院に行けないので、しんどくなったなと思いながら、無理して行くというのがある。これは事実だ。函館市だって結構広いので、そういう実態があると思う。ただそこは、コミュニティが濃密だから、近所の人を送っていくとか、町内会で送るとか、いろんな手だてがあると思うが、それだけにも頼ってられないときには、本州のあるところでは、タクシーチケットなりを1年分とか2年分を渡して、行政の政策の中で返納の後押しをするということも報道されていた。今はタクシーチケットのことを申し上げたが、いろんなアイデアなり知恵を出して、返納を後押しするというような政策なり、そういうものを具体的に考えているのか。

○市民部長（岡崎 圭子）

- ・ 免許返納の促進にかかわっての御質問だと思う。基本的に私ども、運転が危うい兆候が見られたら車の運転を中止すること、そういった問題の本質をきちんと理解してもらうこと、そのための啓発が一番大事だと思っているので、取り組むべき施策としては、まず、認知症はどういうもので認知機能の低下と運転がどんな関係性にあるのかといったことを取りまとめた具体的な啓発資料をつくって、さまざまな角度からきめ細かく、それを知らしめていくことをきちんとやっていかなければならないと思っている。
- ・ それから、車に頼らない環境づくりというのは、もちろん市域も広いから、比較的楽なところもあれば交通環境がなかなか難しいところもあると思う。ただ事業者が——今、例えば買い物の宅配サービスがあったり病院の送迎サービスがあったりとか、いろんな形で事業者自体が、こういったことをチャンスと捉えながら施策を取り組んでいこうといった動きもあるので、私どもも行政だけではなくて事業者とも働きかけながら、何か高齢者の移動を支援できることができないのかといったことについて積極的に持ちかけていきたいと思っている。いろんな特典を道内の他のまちでやっているところも確かにあるから、そういったところも調査研究していかなければならないと思っている。
- ・ また、もう一つ、保健福祉部でやっている交通料金助成制度。これは返納とは関係はしてこないけれども、70歳になったときには、一つのインセンティブが働くことができる制度でもあるかと思っている。

- ・ いろんな方策があろうかと思うので、今後の中で、どういったものを進めていくことが適当なのか検討させていただきたい。

○工藤 篤委員

- ・ わかった。期待をしているので、大変だろうけれども頑張ってもらいたいと思う。
- ・ 最後の質問だけでも、高齢者の交通事故が一番発生しているケースというのはどういうものなのか、どういうところなのか把握しているか。

○市民部交通安全課長（東海林 力）

- ・ 高齢者の交通事故、先ほど申したとおり、過去5年間死亡事故の約半分が高齢者だけでも、死亡事故に達する率が非常に高い傾向がある。函館市内の交通事故の状態としては、基本的に歩行中、それから自転車に乗ってる最中での事故が多いということで、専らそういった部分で、今、歩行者向けの交通安全対策ということで、高齢者にはそういった情報提供、啓発活動を行っているところだ。

○工藤 篤委員

- ・ わかった。私の情報がすべからく正しいとは限らないけれども、もっともこの交通安全計画の中に載るのかどうかかわからないが、私、損保会社に知人がいるので、つい最近だけでも、「高齢者の交通事故が新聞等で出ているけれども、どういうのが一番多いのか」と聞いたら、駐車場での事故が一番多いと言っていた。ちょっとした操作ミスとか、隣に接触するとか、人身事故までには至らないが、それが可能性がないわけではないので——道路の中でなければ交通安全計画に入らないのであれば別だけれども、そういう駐車場における事故の関係についても併記しておいた方がいいのではないかなと思うが、その辺いかがか。

○市民部交通安全課長（東海林 力）

- ・ ただいま御指摘の点だけでも、基本的に交通安全計画については、道路交通法に沿った部分なので、駐車場内の出来事というのは本来対象外ではある。確かに一つ、問題としてそういう事実があるということであれば、何らかの形で対応部分の、対策なんかも含めて——どこまで私どもできるかわからないけれども、そういう事実というのは確かにニュースでも出ている話でもあるので、それについても啓発とか、そういった部分の中で反映できればいいかなと思っている。

○工藤 篤委員

- ・ 以上で終わる。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ほかに。

○金澤 浩幸委員

- ・ 何点か確認したいと思う。5ページ、「道路交通事故の現状」についてだけれども、この分析で本当に合っているのか確認したいと思う。傷者数のところで、平成10年以降は2,100人前後、平成27年は842人となっていて、いかにも6掛けになっているかのような表現をしているけれども、これ、平成20年の数字って、すぐ出るか。20、21、22、23、24、25くらい出るか。多分、平成22年くらいから一気に減っている。どうか。

○市民部交通安全課長（東海林 力）

- ・ 今お話の部分では、平成18年に傷者数が函館は2,025人だ。平成19年が1,853人、平成20年が1,576人、平成21年が1,498人、平成22年が1,447人、平成23年が1,342人、平成24年が1,245人、平成25年が1,065人、平成26年が895人、平成27年が842人という形だ。

○金澤 浩幸委員

- ・ わかった。じゃあ、この間の物損事故の件数はわかるか。

○市民部交通安全課長（東海林 力）

- ・ 物損事故の件数までは把握していない。

○金澤 浩幸委員

- ・ 把握してない、本当にしてないか。しているだろう。役所の統計書に物損事故の件数は出てなかったか。これ本当に精査してほしい。というのは、平成26年に895件にいきなり減ってるけれども、その前までは、保険会社というのは人身事故にしなければ自賠責保険を使わせてなかった。このくらいから自賠責保険が儲かり過ぎているので、人身事故にしなくても使わせていいと変わってきているから、多分、その影響が大だと思って見ている。だから、単純に交通事故の現状として、すごく減ってきているというのは私は間違いだと思っている。これ、よく調べて書き直した方がいいと思う。どうか、それ調べてちょっと……。

○市民部交通安全課長（東海林 力）

- ・ 統計的には、私ども車対車のデータは把握しているが、物損事故で例えば、建物だとかそういった部分の事故の実績は踏まえていないので、再度ちょっと確認してみる。

○金澤 浩幸委員

- ・ 違う、違う、そうでない。この傷者数というのは、警察に届けて人身事故扱いになって、けがをした人を警察で把握した人数を出しているよね。（「はい」の声あり）車対車でも人身事故扱いにしないで、事故の発生件数を捉えているはずだ。その数はこんなに一気に減っていないはずだ。いかにもすごい、一気に減っているような表現は間違いだと思っているので、よく調べてほしい。

○市民部長（岡崎 圭子）

- ・ これらの統計は、道警から数字をもらいながら把握をする形をとっているので、今の御意見も踏まえて警察に確認をしてみたいと思う。

○金澤 浩幸委員

- ・ ぜひそこを調べてもらって結果を教えてもらえれば。こういう表現は、私はまずいと思って見ている。
- ・ もう一件確認したいのが、梁川交通公園の件だが、今年からまた指定管理者を5年ということだ。その5年の間に、役所として指定管理者の皆さんには5年計画で出していただいて、それに見合う指定管理のお金も決まっている。それを乗り越して函館市として何かをやるという考えなのか。要は、指定管理者の皆さん、年2回くらい子供たちを集めて安全教室も今、やっている、自転車の乗り方とか。そのほかに、役所がみずから関与して新たなものをやるのかということ。

○市民部交通安全課長（東海林 力）

- ・ ただいまの件については、運営は今、受託先である中央交通安全協会がやっているわけだけれども、

当然、事業の実施するという事になると、例えばそこで新たな経費がふえるということになって、委託料に影響を及ぼす部分があれば見直しをしていく必要があるが、今、施設の整備の部分に関してなので、そもそもリスク分担でいくと、委託の契約上でいくと、10万円よりも少額のものもは独自でやっているけれども、それ以上の整備をしたり機材等の充実を図ったりということを想定しているので、それに伴っての検討ということになる。（「今、建物のことを聞いているんじゃないだろう。事業のことを聞いているんだから。言っていることが違う」の声あり）

○金澤 浩幸委員

- ・ イメージとしては、皆さんおっしゃったとおりに、ソフトの部門じゃなくてハード部門を役所が整備するという意味か。それが、交通安全教育の推進にどうつながるのかまで説明できるか。ハードを整備することによって、交通安全教育の推進にどうつなげていくのか。ハード整備することだから。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 先ほど東海林課長から説明があったけれども、もう一度。要するに事業変更についての目的。子供がターゲットだったんだけど、というところから。

○市民部交通安全課長（東海林 力）

- ・ 先ほどちょっとお話をして、これまだ、実際にこれから検討して行って、うちの中でもまだ整理していかなければならない部分であるけれども、基本的にやはり今、少子高齢化ということで子供が少なくなって、高齢者が多くなっているという中だから——高齢者向けの施設ではないわけだ、今。そういう方々でも使えるような機能というのを持たせていくということが基本的な考え方だ。そういう機能を持ってこれないかということ。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ まだ具体が決まっていないので、余りまた、踏み込んで発言されるのはどうかと思うけれども。

○金澤 浩幸委員

- ・ わかった。終わる。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ほかに、御発言ないか。（「なし」の声あり）
- ・ それでは、発言を終結する。
- ・ 理事者におかれては、本日の質疑、各委員からのさまざまな意見を踏まえ、今後の対応を進めていただきたいと思います。
- ・ ここで、理事者は退室願う。

（市民部 退室）

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 議題終結宣言

(2) 指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定事業者および指定障害福祉サービス事業者の指定の取消について

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 議題宣告
- ・ それでは、理事者の入室を求める。

（保健福祉部 入室）

○委員長（池亀 睦子）

- ・ それでは、説明をお願いします。

○保健福祉部長（藤田 秀樹）

- ・ 昨日配付をさせていただいた、行政処分に係る資料について、担当課長から説明をさせていただく。

○保健福祉部指導監査課長（阿部 司）

- ・ 資料説明：指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定事業者および指定障害福祉サービス事業者の指定の取消について（平成29年2月8日付 保健福祉部調製）

○委員長（池亀 睦子）

- ・ お聞きのとおりだ。ただいまの説明を聞いて、各委員から何か御発言あるか。

○能登谷 公委員

- ・ 一つだけ聞かせてほしい。先日も同じような形で不正請求があったけれども、今回も、前回もいわゆる通報があったということで——前回はちょっと違ったのかな。でも通報があったということで、じゃあ通報がなかったらわからなかったということになるわけだね。
- ・ 今、函館の施設というのは、サ高住なんかも含めて、もう飽和状態なくらいあるわけだ。そうなる、過当競争の中で苦しくなってくると、こういうことが頻繁に出てくるおそれがあると思う。そういう中で、抜き打ち監査的な部分というのは考えているのか。

○保健福祉部指導監査課長（阿部 司）

- ・ 実地指導の実施については、市の要綱において、あらかじめ実地指導の日時や目的を通知することとなっている。障がい福祉サービスにおいては、3週間前程度までに通知することとなっている。
- ・ また、緊急、その他の特別な事情がある場合については、この限りではないとされているが、その特別な事情を特定できない中での抜き打ちの実施は、難しいものと考えている。
- ・ いずれにしても、緊急、その他特別な事情での実地指導が必要と思われる場合は、適宜適切に対応してまいりたいと考えている。

○能登谷 公委員

- ・ 3週間もあつたら人間、いろんなことができると思う、パソコン時代だもの。「このときに行くからね」と言ったら、「わかりました、はい、じゃあ」と言って、3週間でいろんなことが隠蔽できる可能性があるわけだ。だから、特別な云々じゃなくて、やっぱり「抜き打ち監査ができますよ」というような要項もこれからつくっておく——それはできないという、国からの指導か何かがあるのか。

○保健福祉部指導監査課長（阿部 司）

- ・ 国からは特に、そういった要項の中で通知しないで行ってはいけないという特段の通知はない。

○能登谷 公委員

- ・ そう考えれば、人を疑うわけじゃないけれども、こうやって頻繁に出てくると、人を見たら泥棒じ

やないけれども、そう思わざるを得ない。そういうところに従事している人たちから聞くと、こういうのは氷山の一角じゃないかと言う人もいる。そういう流れを考えれば、やはり条例的な部分の中で、あるいは要項的な部分の中で、抜き打ち検査もあり得るとするのはつけ加えていかなければならないと思うが、どうか。

○保健福祉部指導監査課長（阿部 司）

- ・ 実際に、こういった緊急というか、事前に通知しないでの実地指導ということが全国的に行われているのかどうか、その辺も情報収集しながら検討していきたいと考えている。

○能登谷 公委員

- ・ やっぱり、ほかの地域と違って函館は、札幌200万都市並みに施設があると思う。約26万の都市なのにこれだけの施設があって、やはり過当競争が激しい、そして飽和状態だ。そして、知らないうちに消えていってる、やめていってるというのは目に見えてわかっているわけで、これからこういう事故が頻繁に起きてくる可能性があるわけだから、その辺は内部でしっかり要項を調査して、要項の中に入れていくと。
- ・ やっぱり少し厳しい目で見なければ。3週間もあるとなれば人間やっぱり考えるよ、そういうことを。もし私とその立場であれば、やっぱり「大変だ」と言っているんなものをかき集めてやると思う。そういうことを考えれば、やっぱり抜き打ち検査ということも頭に入れてやることも必要でないかと思うので、要望しておく。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ほかに、御発言ないか。（「なし」の声あり）
- ・ それでは、発言を終結する。
- ・ 理事者におかれては、本日の御意見を踏まえ、今後の対応を進めていただきたいと思う。
- ・ 理事者は退室願う。

（保健福祉部 退室）

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 議題終結宣言

(3) 函館市病院事業経営における今後の対策について

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 議題宣告
- ・ それでは、理事者の入室を求める。

（病院局 入室）

○委員長（池亀 睦子）

- ・ それでは、説明をお願いします。

○病院局管理部長（藤田 公美）

- ・ 資料説明：平成28年度 函館市病院事業の事業実績（12月末）

（平成29年2月6日付 病院局調製）

- 資料1の説明としては以上だが、先日、新函館市病院事業改革プランの素案を説明させていただいた際にも申し上げたとおり、平成26年度、平成27年度に続いて、今年度についても大変厳しい状況が続いている。このため、2月補正で一般会計から、平成27年度までに生じた恵山、南茅部病院の資金不足額、約7億8,000万円と、会計基準の改定による資金不足額、約7億1,000万円、合わせて約15億円を補助していただき、特別利益という形で受け入れをする予定だ。2月23日に開会が予定されている平成29年第1回の市議会定例会に補正予算という形で提案をさせていただこうとしているので、よろしく願い申し上げます。
- また、ちょっと別の角度の報告になるが、実は医師の確保の関係だ。おおむね、大学の医局のほうと話がついて、平成29年度に際して一定程度増員になるというめどが立ってきている。具体的には、大学の医局からの派遣ということで、呼吸器内科で1名が増されて5名体制、呼吸器外科が1名増で2名体制、麻酔科が1名増で6名体制、放射線科が1名増で3名体制と予定がされている。
- そのほか大学医局からの派遣以外だが、要するに他の病院から当院で——函病で先進的医療等を行っているということで、それを勉強したいという形で、大学医局以外からも先生がいらっしゃる。経カテーテル大動脈弁留置術——TAVIと言っているけれども、大動脈弁を従来であれば切って開いてから交換するような手術だったのを、太もものところからカテーテルを入れて切らないで交換するような手術、これをやりたいということで循環器の先生が1名来られるということで8名体制になる。それから腹腔鏡下での婦人科手術、これも切開しないで穴を複数あけて婦人科の手術をするということで、この関係で産婦人科が1名増で5名体制になる。
- それから、僻地や離島での診療を行う総合診療医を目指す先生が、函病で少し経験を積みたいということで、小児科も1名増の6名体制ということが予定されている。
- さらには、4月ではなく10月だが、心臓血管外科で大動脈のステントだとかの手技をやりたいということもあって、1名増で6名体制になることが予定されている。
- ただ、減員となる診療科もあって、脳神経外科のほうで、医師の定年退職などにより年度当初2名の減ということだが、大学側の医局の体制が整う6月には1名派遣され、現在4名のところが3名体制になる。
- また、救急のほうだが、大学の医局から現在7名派遣されていて、この7名は変わらないが、このほかに実は4名の後期研修医の先生方がいらっしゃって、そのうち2名が自分たちの後期研修の続きということでよその病院に行かれるものだから、救急のこの部分で2名減となる。
- 現在のところ4月1日時点では93名が96名と3名ふえ、10月までにさらに2名ふえるので、5名多い98名になるという見通しになっている。引き続き医師の確保には全力で取り組んでまいりますが、こういう形になっている。
- 今年度も残り2カ月を切っているが、少しでもマイナス幅の圧縮となるよう診療収入の確保と経費の節減に努めてまいるので、引き続き委員の皆さまの御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。
- 資料説明：千円の収入を得るための支出について (平成29年2月6日付 病院局調製)
- 資料2の説明は以上だが、ここで1点、御相談がある。平成28年11月29日の民生常任委員会委員協議会での席上、市戸委員から、病院局で開催をしている経営改革評価委員会ではかなり厳しい意見が

出されているということで、そこでの意見も反映した報告をしていただければという御意見があった。評価委員会と本委員協議会との開催のタイミングのずれなどもあるので、なかなか合わせて御報告するのは難しいこともあるかと考えているけれども、もちろんタイミングが合ったら、市戸委員がおっしゃったような対応をさせていただくということはやぶさかではない。ただ今回で申すと、本件にかかわる評価委員会は2月14日に開催を予定している。そこで今回のように、評価委員会のほうが委員協議会の事後になるような場合については、病院局のホームページに議事録をアップしているが、アップした段階で直ちに委員の皆様へアップしたという御連絡を差し上げて御覧いただくということにさせていただきたい存するが、いかがか。ちなみに、通常、議事録のアップは評価委員会の開催後、1か月以内ということで作業を進めている。よろしく願います。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 質疑に入る前に、今、藤田部長のほうから、ホームページに会議録を掲載次第、民生常任委員会の委員に対してホームページに掲載したということ、まず連絡させていただきたいということだ。いかがか。（「はい」の声あり）市戸委員もよろしいか。

○市戸 ゆたか委員

- ・ はい。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ では、これについてはそのようをお願いしたいと思う。
- ・ それでは、病院局からの本件に係る説明について、各委員から御発言あるか。

○能登谷 公委員

- ・ まず、実績の部分からだが、やっぱりどうしても赤字の連鎖というか、そういう中だけれども、今、インフルエンザがすごく蔓延してる。そしてワクチン接種とかいろいろあると思うが、これから1月から3月までの見通しとしてどうなんだろう。少しは経営的に影響があるのか。

○病院局管理部長（藤田 公美）

- ・ 例年、1、2、3月は患者数が多くなる時期なので、そういう意味では一定程度は見込めると思っているが、ただ、インフルエンザだとか、どのように影響するのかっていうのは微妙なところで、外来が混み合うかもしれないけれども、逆に入院病棟のほうでインフルエンザが発生すると、場合によっては病棟を閉めなければならないということも出てまいるので、我々とすれば、痛しかゆしの部分もある。ただ、例年でいくと、やはり1、2、3月は患者数が多くなる時期なので、それなりになるかと思っている。

○能登谷 公委員

- ・ わかった。
- ・ お医者さんがふえるということだけれども、今までの課題である精神病棟の再開というのは病院事業に——特に函病の病院事業に関しては、一番、精神病棟の部分で収支のバランスがよくなっていくというのがあるんだろうけれども、精神病棟の再開、あるいは医師の手当てというのはどうなのか、見通し。

○病院局管理部長（藤田 公美）

- ・ ここについては、前回の議会でも御議論いただいたところであるが、平成29年度はまず難しいだろうなということで、今、札幌の医局のほうと平成30年度に向けて、るる協議をさせていただいている。ただ、明確な御返答はいただいている。

○能登谷 公委員

- ・ やっぱり、精神病棟の再開ということが函病のこれからの収支に——あれだけ空き病棟があってもったいないし、これからの収支の均衡を考えれば、精神病棟の再開というのは絶対の使命だと思っている。だから、これからも頑張っていっていただきたい。一般会計からこれから15億円を繰り入れしてもらってやるんだけど、それが常態化しないようにしていかなければならないと思う。
- ・ それで、1,000円を得るための、私、資料をいただいた。黒字だと言いながら支出は九百八十幾らなんだ。1,000円得るのに九百何ぼ、だから少ないと言われれば——1,000円得るのに50円しかかかっていないというのが普通なんだ、人件費入れても100円しかかかってない。それはぼったくりだと言われればあれだけど、せめて半分、1,000円稼ぐのに500円くらいしかかかってないよというのが普通の考え方だと思うんだけど。だから、1,000円で九百幾らだから黒字だと言われれば、すごくむなしく思う。
- ・ それと、今、南茅部で懇談会をやっているということだが、この数字を見せてあげなきゃならないと思う。南茅部の住民の皆さんに、1,000円稼ぐのにこれだけ——今はまだ平成28年度の途中だからあれだけでも、恐らく同じくらい、下手するとこれ以上の——1,000円稼ぐのに1,207円だけど、1,300円とかになって出てくるのではないかと私は思う。そういう数字を懇談会のときに見せてあげなければ、これを持っていかずにどうのこうのって言ったって、「ああそうかい」という話だと思う。具体の、1,000円稼ぐのにこれだけかかっているという、これを見せることによって、地域住民の人たち、あるいは函病に通っている人たちというのはわかると思うんだ。だから、こういう数字というのはマスコミを通じてでも、やっぱり自分たちが一番大変なところだろうけれども、市民に周知していかなければならないじゃないかと思うが、その辺どうか。

○病院局管理部長（藤田 公美）

- ・ 今回の数字というのは、前回、能登谷委員から御依頼もあって出しているわけだけでも、総収入と支出ということで単純に計算するとこういう数字になるということだから、実際に計算さえしていただければすぐわかる数字ではあるけれども、なかなか1,000円に対してどうだということは、今までも確かに言っていない部分もあるから、地域住民への懇談の際に——どういう資料になるかはわからない、加藤先生のお考えもあるので。だけれども、何らかのこういう形の資料を出しながら話していただくということも、ぜひ考えていきたいと思う。

○能登谷 公委員

- ・ やっぱり、3病院のこういう今の経営体制というものが一番よくわかる資料だと思う。こういうのは単純なんだろうけれども、一番わかりやすい。それを市民に理解してもらい、地域住民に理解してもらい、それが今、函病にとって一番必要なことではないかと私は思う。
- ・ 「1,000円稼ぐのにこれだけの苦勞をしているんだよ」、「これだけ一生懸命やっているんだよ」、「それでもまだまだやれって言うのかい」って——やれって言うのは、もっともっと高度な医療をやれっ

ていうのかいという話になってくるんだよね。でも、やれって——市民は絶対やれって言うんだ。だけれども、経営の収支ということを考えていけば、やはり1,000円稼ぐのにこれだけかかっているんだという部分を、やっぱり皆さん、特に職員もそうだし、スタッフがやっぱり自覚しなければならぬと思う。スタッフだと思う。事務方が一生懸命やってもスタッフが「ああそうかい」で流してたらしょうがないと思う。1,000円稼ぐのにこれだけかかっているんだということを、みんなが意識して、理解してやっていくことが、これから必要になってくるんでないかと思う。単純だったけれどもこれを出していただいて、私はこれは市民に知らしめるべきものだと思うので、まだまだこれからもいろんなことでお聞きしていきたいと思うので、よろしく願います。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ほかに、御発言あるか。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 質問しないつもりでいたけれども、今のお話を聞いていてちょっと違和感を感じたのです。「千円の収入を得るための支出について」ということで、1,000円を稼ぐのにこれだけかかっているというのは、普通の商売をやっているというのであれば、それはそうかも知れないけれども、病院事業というのは人間の命を守っていくという本当に至上命令的なことがあるので、単純にそういう言い方をして地域住民の方に説明をするのはいかがなものかと、私は思う。経営問題は本当に大事だけれども、病院というのはどういうものなのかということも考えながらきちんと対応していただきたいと、私のほうで要望しておきたいと思う。
- ・ ドクターがたくさん、来年度に来ていただけるということで、本当に期待をしたいけれども、この2ページの資料を見ると、今現在、給与で減になっている。その横に正職員が48人、臨時の方が11人減になっているけれども、ドクターの体制が整うことによって、やっぱりスタッフの体制も整えていかなければいけないと思うが、例えばこの正職員が48名、どういうところが少ないのか、そこら辺どういうふうに改善していくのか、そこだけお聞きしたいと思う。

○病院局管理部長（藤田 公美）

- ・ 正職員の関係でいくと、まずドクターが年度途中で退職されてる部分と、やはり看護師さんが年度途中で退職されている部分大きい。ドクターについては、先ほど説明したような形で一定程度確保できるかなということだけれども、看護師さんについては、新年度に30人程度、また新規に採用するわけだが、それでもなかなか——昨年の4月の時点までには回復しない。年度途中の退職が最近ちょっと多いのもあって、退職者の補充までなかなか行き着かないという形になっている。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 大変だと思うけれども、ただ、改革プランの中でも示されているように9つの方針がある。その中で看護師——ドクターはもちろん大前提なんだけれども、その中にやはり看護師の採用もきちんと見ていかないと、これもまたいろんな意味で——DPCとか、そういうところの診療報酬との関係も、非常に経営的には響いてくるかなと思うが、ここは看護師を含めてそういう対策をしていくのか、ちょっとお聞きをしておきたい。

○病院局管理部長（藤田 公美）

- ・ 看護師さんの確保は、今おっしゃったように、確かにそういう部分もあるけれども、やはり人数を余り多くしてしまうと、その後の人件費の部分での影響というのは大きいので、当然、7対1を維持するとか、それから夜勤の看護体制を維持するのに必要な人数は、もちろん決められている。それ以上は必要だけれども、そこら辺のところもにらみながら採用のことも十分に考えて、将来的に過大な人的な投資にならないようにという工夫も当然しなければならぬと考えているので、それらも踏まえての、今後の採用を十分注意して検討して採用していくということだ。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 終わる。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ほかに。

○工藤 篤委員

- ・ 「千円の収入を得るための支出について」だが、総収入の分に一般会計の繰り入れも入っているのか。それは、国保なんかで言うと法定内繰り入れという部分と、純粋な一般会計からの繰り入れというか支出金、どうなっているか。

○病院局管理部長（藤田 公美）

- ・ 基本的には繰出基準にのっとった形の繰出基準内の数字ということだ。

○工藤 篤委員

- ・ つまり法定内でやってくる部分だけということか。（「基本はそういうことだ」と藤田病院局管理部長）わかった。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ほかに、御発言ないか。

○斉藤 佐知子委員

- ・ ドクターヘリのことを1点だけ聞きたいが、今現在は函病の屋上にヘリポートがあるけれども、私は、そこから真っすぐ患者さんがエレベーターでおりてきて、一番場所的にはいいんじゃないかとも思うが、ちょっと聞いたお話では、ヘリポートがさらにほかに——函病のそこの上だけではなくて、例えば除雪が大変とか、この冬の時期、いろんなことを考えると、さらに平地だとか違うところにもヘリポートがあったほうがいいんじゃないかという話も聞くが、ちょっとそのあたり、今後ヘリポートをさらにつくるとか、何かそういう考えとかはあるのか。

○病院局管理部長（藤田 公美）

- ・ 函病自体ではそういうことを考えていないが、言われているのが、冬場の平地の部分でおりるところを——函病におりないで、よその病院に連れて行くためにおろすときに、除雪の問題だとか、おりてから救急車が走るところが坂道になっていたりして滑るというようなことで、できればランディングポイントをもうちょっと容易なところを確保できないかとは言われているけれども、函病サイドの、例えば、今、正面に駐車場が大きくあるが、あそこをそういうところということではない。

○斉藤 佐知子委員

- ・ わかった。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ほかに、御発言あるか。

○福島 恭二委員

- ・ 確認というか、今、能登谷委員から言われたのは、民間と民間との比較であれば理解するけれども、一方、公立病院という公的機関の立場での比較からすると、ちょっと無理があるのかなと思ったりもする。と言うのは——申しわけないけれども——今、診療報酬の決め方そのものが、診断や、あるいはまた診療というか、その内容を含めて全国一律に決められているというのが診療報酬の精神だ。普通、電車、バス、あるいは水道、下水の公営企業であれば、それなりにかかったコストに見合ったもので請求したりすることもできるけれども、そういうことができないわけだ。だから、公立病院の置かれている立場を踏まえたことからいかなければ、なかなか難しいのではないかと思う。
- ・ 例えば、独自で——電車やバスの例一つとってもそうなんだけれども、収入を得たいと思って、広告を出したいと思って、なかなか独自でやることができない。何か聞くところによると医療法の第6条の5によって制限されて、独自で収入を得るようなことができない状況にあると。そして、数多くの法律に縛られている、なおかつ議会に諮って議決をしてもらわなければ予算も決まらない。こういういろんな隘路があるわけだ——議会の場合、隘路と言えば語弊があるが、いずれにしても、そういう状況に置かれているものだから、なかなか「入るをはかりて出ざるを制す」としたいけれども、入るをはかる診療報酬が全国一律に決められていると。地方の実態、企業の実態を加味した診療報酬に決められないという状況にあるのではないかと思うので——私はそういう理解をしているけれども、そういう認識でいいのかどうか、ちょっとその辺、説明をいただけないか。

○病院局管理部長（藤田 公美）

- ・ 福島委員からも、それから先ほど市戸委員からもおっしゃっていただいたが、確かにそういう要素があるので、もちろんそうなんだけれども、そうは言っても、やはりその中でも黒字にしている病院もあるので、それなりの努力をして、1,000円を稼ぐのに999円でもいいけれども、1,000円がかからないような、最悪、1,000円で1,000円を稼ぐくらいの病院になるようには努力をしなければならないのかなとは、いつもそう思っている。

○福島 恭二委員

- ・ それはそれとして、もちろん努力はしなければいけない。だから極端なことを言うと、1,000円のもの1,000円であれば——とんとんであればいいと、こういうことにもなる。私どもとしては、そういうことで理解をしなければ大変だなと、こう思うので、今後——これまでの経過を見ても、平成22年から平成25年にかけて黒字になった時期があった。これはやっぱり、診療報酬が上がったという時期だった。そういう経過を経て黒字だったということ。以降、また下がっているという——下がりっぱなしだからね。今現在、国の総医療費——40兆円を減らそう、何パーセントか減らすということが毎年こう——逆に言ったら減らしているというような、こういう実態だから、私どもとしては、これを協議するに当たっては、そういう点も踏まえながらやらなければならないと、こう思っているので、ひとつ努力は努力として全力を尽くしていただきたいと、こう思う。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ほかに、御発言ないか。「なし」の声あり
- ・ それでは、発言を終結する。
- ・ 理事者におかれては、本日の質問の趣旨を踏まえ、今後の対応を進めていただきたいと思います。
- ・ ここで、理事者は退室願う。

(病院局 退室)

○委員長(池亀 睦子)

- ・ 議題終結宣言
-

2 その他

○委員長(池亀 睦子)

- ・ 次に、2のその他だが、各委員から何か御発言あるか。「なし」の声あり
- ・ 散会宣告

午後0時40分散会